

登録業者に対する指名停止について

| | |
|-----------|--|
| 対象業者名 | J F Eエンジニアリング株式会社 名古屋支店 支店長 霜 知宏 名古屋市中村区名駅三丁目28番12号 |
| 指名停止理由 | 不正又は不誠実な行為 2020年6月に沖縄県竹富町と契約した海底送水管更新工事に関して、2022年2月13日にJ F Eエンジニアリング株式会社従業員が公契約関係競売入札妨害容疑で逮捕、同年3月6日に起訴されたため。 また、2017年6月に沖縄県竹富町と契約した海底送水管更新工事に関して、2022年3月6日にJ F Eエンジニアリング株式会社従業員が入札談合等関与行為防止法違反容疑で逮捕、同年3月28日に起訴されたため。 |
| 経 緯 | 2020年6月に沖縄県竹富町と契約した海底送水管更新工事に関して、2022年2月13日にJ F Eエンジニアリング株式会社従業員が公契約関係競売入札妨害容疑で逮捕、同年3月6日に起訴された。 また、2017年6月に沖縄県竹富町と契約した海底送水管更新工事に関して、2022年3月6日にJ F Eエンジニアリング株式会社従業員が入札談合等関与行為防止法違反容疑で逮捕、同年3月28日に起訴された。 |
| 指名停止の適用根拠 | 豊橋市工事請負契約等に係る指名停止措置要領第2条第1項に基づく別表第12項 指名停止措置要領別表 (不正又は不誠実な行為) 12 前各項に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事請負契約等の相手方として不相当であると認められるとき 当該認定をした日から1か月以上12か月以内 |
| 指名停止期間 | 3か月（令和4年4月1日～令和4年6月30日） |
| 備 考 | 対象業者の主な登録業種 建設工事：機械器具設置工事、鋼構造物工事、清掃施設工事、土木一式工事、建築一式工事 建設コンサルタント：設計、建設コンサルタント 物品の製造・販売：機械・器具、薬品・試薬・農薬、資材・素材 役務の提供等：建物等各種施設管理 |